# 看護闘争ニュース

NO. 149 2

2009年1月6日

## 第3回検討会

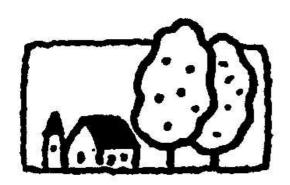
12月25日に開催。議事は、チーム医療の推進について、看護教育のあり方について、意見交換を行った。

チーム医療の推進については、坂本すが委員と太田秀樹委員、看護教育のあり方については、齊藤茂子氏(東京都立板橋看護専門学校校長)と小山眞理子氏(神奈川県立保健福祉大学教授)が話題提供を行った。

坂本氏は、医師と看護師の役割分担の具体例を報告。「ICUや糖尿病外来などで、院内プロトコールに基づき医師の指示のもと、看護師が薬剤投与や除細動をしている。予測力と考える力を持った看護師が必要。自ら考え行動する教育を行うには、現在の3年教育では限界がある」と説明。福井次矢委員は「役割分担の体系化が必要で、その1つのタイプがNP」と、NP養成を前向きに検討するよう指摘。羽生田委員は「NPがどこまで医療行為ができるか不明確。役割分担は今の保助看法の範囲で十分できるのではないか」と慎重姿勢を示した。草間委員は「NPはミニドクターを作ろうとしているわけではない。看護に軸足を置いた教育を行っていかなければならない」と強調。

齊藤茂子氏は看護基礎教育の現状について報告し、「教育期間の延長は必須。3年教育での養成は限界にきているのではないか」。吉田松雄委員は「4年制化にあたっての施設整備や臨地実習先の確保など本当に厳しい。経済支援を国がきちんとやってくれるのかはっきりしてもらいたい」と訴えた。他にも、看護師3年+保健師・助産師1年の4年大学教育を見直すべきとの意見もあった。

舛添大臣は、「医療水準や教育の水準が上がっており、3年課程では即 戦力として対応できないという声がある」と延べ、年限延長についての 問題意識を示した。



# 検討会委員へ資料発送・要請

#### 日本医労連看護対策委員会・増員闘争本部

第1回懇談会の検討の状況を見ながら、看護対策委員会は、委員のほぼ全員に、「看護職員確保法パンフ、第166 国会での決議内容、国会議員の賛同一覧、『国への意見書』 の自治体決議、村上優子さんの大阪地裁の判決文」などを 送付しました。

また、増員闘争本部では、主だった委員との懇談をセットし、看護師確保にとって意義ある検討会になるよう要請することにして、闘争委員で分担しています。



### 3回の検討会を傍聴して

看護対策委員長 大村 淑美

「舛添厚労大臣直属の検討会が発足する」との情報を聞きつけ、大いに期待しました。

衆議院の厚生労働委員会での議員からの「看護職員 100 万人以上体制」の必要性に関する質問に、大臣が「新卒の退職者、潜在看護職員を掘り起こすことにより、100 万人という計画も達成できると思う」と答えたのが、検討会発足の発端でした。

ところが、検討会委員の構成をみて思ったのは、医療関係者では日本看護協会や日本医師会、日本病院協会の幹部と、看護大学・大学院、経営管理研究科等の教授、医療施設経営者などですが、看護現場の深刻な実態を報告する委員が極めて希薄だったこと。しかも、「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」でも結論が出ず「論点整理」に終わった、その座長がまた今回の検討会の座長になったことです。

第1回懇談会で委員から、「結論の出せる検討会に」との要望もあり、 懇談会が第2回では「検討会」に改称された経緯もありますが、委員 構成も含めて、偏りを感じざるを得ません。

検討会は1回目から欠かさず傍聴してきましたが、1回目で「看護職員の確保」として、次期看護職員需給見通しの課題が、若干論議されましたが、臨床研修の制度化、看護基礎教育の4年制大学化、ナースプラクティショナーなどに論議が集中しました。

そもそも、この検討会発足の理由からすれば、大臣も「看護師の処遇も含めて看護のあり方を議論する場が必要と考えた」と第 1 回懇談会で検討会発足理由を説明しており、看護職員確保、とくにマンパワー対策を重点に議論されるべきです。

看護のあり方を論じる時に、基礎教育の課題も抜きにはできませんが、医療看護のめざましい進歩、入院日数短縮、対象患者の高齢化・複雑化から、看護現場は超過密労働になり、看護師はバーンアウトになりながら退職に追い込まれているのが実態です。この問題は、まさしくマンパワー問題であり、教育制度の改革だけで改善できるものではありません。つい最近も、24歳と25歳で過労死した2人の看護師の犠牲者が生まれています。WHOの国際がん研究機関(IARC)が、昨年「発がん性が疑われる因子」の一覧表に「夜間勤務」を加えたという報告もあります。

舛添大臣は、村上優子さんの過労死問題での国会質問に対し、「実態調査を行い、過酷な医療現場の改善に取り組みたい」と答弁されていることからも、もういちど検討会発足の当初の目的にかえって論議を求めるところです。

マンパワー対策の検討にあたって、日本医労連では看護職員確保法を需給見通し見直しと合わせて改正するよう求めており、第 166 通常国会でも「看護師増員、看護職員確保法改正」の国会決議があがっていることからすれば、この決議を受けて、確保法改正をどう具体化すべきか検討を進めるのが厚労省看護課の任務ではないでしょうか。

今回の検討会でも、この間の経過を踏まえつつ、マンパワー対策・ 人材確保に重点を置いて論議されるべきで、看護課がどのような結論 をまとめるのか、責任が問われるところです。